

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和6年5月13日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	住宅申込者・入居者管理ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	都市整備部住宅政策課 担当 住宅運営係 電話番号 (03) 3579－2187
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	区営・高齢者・改良住宅使用申込者の入居資格審査及び住宅の 施設管理、都営住宅（地元割当）の住宅使用申込者の入居資格審 査を実施するために利用し、保有している。
記 録 項 目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 国・本籍、7 続柄、8 親族関係、9 婚歴、10 個人番号、11 職業・勤務先、12 役職・地位、13 職歴、14 学歴、15 団体加入、16 勤務先住所、17 勤務先電話番号、18 収入、19 財産状況、20 納税額等状況、21 取 引状況、22 公的扶助、23 負債状況、24 区営・高齢者・改良住宅 の利用、25 保険年金等の加入状況、26 り災状況、27 駐車場利 用、28 保証金、29 滞納状況、30 所得金額、31 家庭状況、32 居 住状況、33 苦情・相談・要望等の内容、34 口座情報、35 住宅使 用料、36 保証金額、37 車種・型式、38 車両番号、39 車体番号
記 録 範 囲	公的住宅申込者及び公的住宅入居者（過去に入居していた人を含 む）※（保存期間）公的住宅申込者は申込があった年の翌年度か ら起算して 3 年間、公的住宅入居者は退去があった年の翌年度か ら起算して 10 年間
記 録 情 報 の 収 集 方 法	収集の相手方： 区民 収集の手段： 窓口申請、郵送申請、交換便により収集
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ の 旨	☐ 含む（上記記録項目の番号 ） ☒ 含まない
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	☒ あり（経常的提供先 指定管理者、口座振替業務受託事業者 （住宅使用料の口座引き落とし（伝送化）を行う金融 機関）、生活協力員、警備保障会社、納付案内センター

	受託事業者、住宅統合管理システムの保守事業者) ☐ なし	
開示請求等を受 理する組織の 名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1	
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手 続等	☐ あり（他の法令の規定） ☒ なし	
個人情報報 ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工 情報の提案の募集を する個人情報 ファイルである旨		
行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工 情報の概要		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案を受ける 組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案をすることが できる期間		

備	考	業務の名称	住宅管理に関する業務
		ファイルに記録される本人の数	約 1,200 人
		その他	